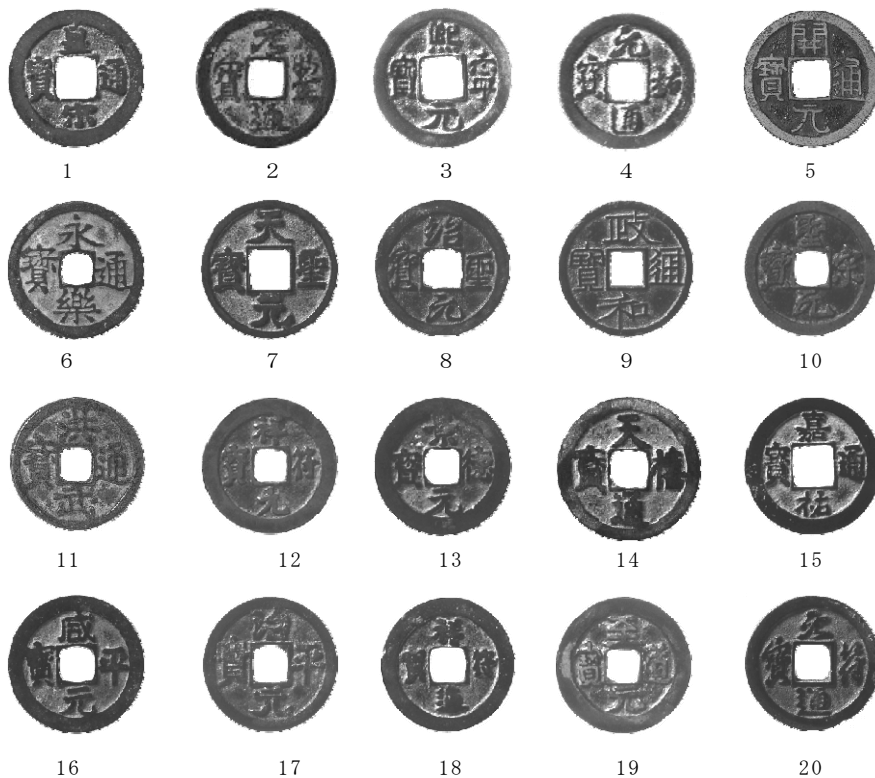


【中世の日本で流通した銭貨 — 渡来銭 —】

中世の日本で流通していた貨幣は、中国から流入してきた銭貨「渡来銭」でした。
中世の遺跡の発掘調査などにより、その実態が明らかになってきています。

●大量出土銭からみる中世の銭貨

中世の遺跡から発見される大量出土銭は、中世の日本にどのような銭貨が存在していたのかを知るうえで重要な手掛かりとなります。



上位 20 位の銭貨の
名称と発行王朝名

※数字は順位をあらわす

1	皇宋通宝	北宋
2	元豊通宝	北宋
3	熙寧元宝	北宋
4	元祐通宝	北宋
5	開元通宝	唐
6	永樂通宝	明
7	天聖元宝	北宋
8	紹聖元宝	北宋
9	政和通宝	北宋
10	聖宋元宝	北宋
11	洪武通宝	明
12	祥符元宝	北宋
13	景德元宝	北宋
14	天禧通宝	北宋
15	嘉祐通宝	北宋
16	咸平元宝	北宋
17	治平元宝	北宋
18	祥符通宝	北宋
19	至道元宝	北宋
20	元符通宝	北宋

大量出土銭における上位 20 位の銭種

(鈴木公雄『出土銭貨の研究』(東京大学出版会、1999年)を参照)

◆大量出土銭の定義

大量出土銭とは、大量の銭貨がまとまって出土したものを指します。多くは甕や壺などに入れてられて発見されます。鈴木公雄氏は自身の研究の中で、1,000枚以上が一括して出土する事例に限定して大量出土銭の呼称を用いています。

遺跡から出土する銭貨の呼称は、備蓄銭、埋納銭など埋めた理由を想起させる呼称や、一括出土銭、窖蔵銭など纏まって埋まっていたことのみを示す呼称などが使われています。

日本の大量出土銭は、13世紀後期から16世紀後期まで継続的にみられます。

◆大量出土銭のなかの銭種構成

中世の日本の遺跡から出土する銭貨を出土点数の多い順序に並べると、上位には北宋銭が並んでいます。中世の日本では、時代・地域を越えて、北宋銭が広く浸透していたことがわかります。

また、15世紀に明銭が流入してくる以前においては、年代・地域にかかわらず、大量出土銭の銭種構成比や出土数の多い銭貨の種類がほぼ一致することから、銭貨流通は全国的に同様であったとの指摘もあります。明銭流入以降になると、明銭の出土割合が多い地域が出てくるなど、地域差がみられるようになりました。

◆なぜ、大量出土銭は埋められたの？

大量の銭を一括して埋める理由ははっきりとはわかっていません。貯蔵・貯蓄、戦争や天災などに際しての緊急避難、まじないなどの宗教的な意味合いといったさまざまな説があります。



『一遍上人絵伝』(清浄光寺蔵)の
屋敷の溝から銭を掘り出す場面

◆個別出土銭の出土状況

何らかの意図により1箇所にて纏めて埋められた大量出土銭に比べて、中世の遺跡内から個別に出土する銭貨は当時の銭貨流通の実態をより反映していると考えられています。

近年、博多・堺・一乗谷・大友府内町などの中世都市遺跡における個別出土銭の調査・報告がなされ、出土銭種の上位は大量出土銭とおおよそ一致していることが分かってきました。これは、大量出土銭の銭貨が、当時流通していた銭貨をほぼ反映したものである可能性を示唆するものです。

渡来銭はいつ頃、日本に渡ってくるようになったのでしょうか？

渡来銭の流入開始時期は、①北宋の時期、②北宋滅亡後の南宋の時期、③南宋滅亡後の元の時期が候補として考えられてきました。日本の初期の大量出土銭は、北宋銭のみではなく必ず南宋銭を含むことや、日本の初期（13世紀後半～14世紀中頃）の大量出土銭の銭種構成と中国（金・南宋〈12世紀前半～13世紀前半〉）の窖藏銭の銭種構成が近いとの指摘などから、②の時期が有力とされています。

なお、同時期に日本と同じく渡来銭を受け入れる立場にあった遼、西夏と日本の初期の大量出土銭との比較から、日本の初期の大量出土銭は12世紀前半に滅亡した遼の事例とは遠く、13世紀前半に滅亡した西夏の事例に近いという指摘があり、日本への渡来銭流入時期を、遼滅亡の12世紀前半より遅く、西夏滅亡の13世紀前半より早い時期とする説もあります。

日本・中国における銭貨の出土状況の違い —大銭と鉄銭—

日本と中国の大量出土銭の大きな違いは、日本の出土銭には大銭と鉄銭がほとんどないことです。

日本では、大銭の周辺を切り取り、通常流通する1文銭の大きさに合わせたものも発見されていることから、日本で流通した銭貨の条件は「銅製の1文銭」であったと考えられます。



崇寧通宝(当十銭) 北宋 元祐通宝鉄銭(折二銭) 北宋

世界各地で流通した貝のお金 —貝貨—

中国銭が東アジアに広がったのとほぼ同じころ、中国の雲南地方、インド、タイなどでは子安貝が貨幣として流通し、この貝の多くがモルディブ周辺で産出したとみられています。明の時代の書物(馬歡『瀛涯勝覧』)には、溜山(モルディブ周辺の地域)の原住民が山のように海貝を採って、ベンガルやタイに転売し、買い取った国では貨幣としてっていると記しています。

このモルディブ産の貝は、15世紀後半頃にはヨーロッパを経由して西アフリカに到達し、ギニア湾周辺の国々で貨幣として使用されていました。西アフリカに進出したヨーロッパの国々は、人身売買の対価としてモルディブ産の貝の確保を争ったとされます。

貝貨は、インドでは高額貨幣の銀に対する小額貨幣、アフリカでは高額貨幣の金に対する小額貨幣として、主に小口の取引に利用される貨幣として流通しました。また、インド周辺で流通した貨幣が国や地域を越えて、西アフリカでも同じように貨幣として流通したことなど、東アジアにおける銭貨と同様の役割を果たしたといえます。



子安貝イメージ

【多様な銭貨と撰銭令】

中世の日本で流通した銭貨は、中国の王朝でつくられたものと、それを真似て国内外でつくられたものがありました。そのため同じ文字を持つ銭貨でも、つくりの違いが生まれました。

そのつくりの違いや中国国内でも評判の悪かった明銭の流入など多様な銭貨の流通が、15世紀後半以降「撰銭」を引き起こす要因となりました。円形方孔で表面に文字のようなものがあれば「1枚=1文」で通用する、というそれまでの原則を崩していきました。

●撰銭令

「撰銭」行為に対し、中国地方の大内氏や室町幕府は15世紀後半から16世紀前半にかけて、たびたび撰銭令を出します。その内容は、流通を阻害するような粗悪な銭貨に対する「撰銭」は認める一方、それ以外の銭貨は、混入できる上限を定めた上で、あくまでも1枚=1文で使わせようとするものでした。

しかし慢性的な銭貨不足から、粗悪な銭も流通から完全に排除することはできず、民間では2枚で1文、5枚で1文のような交換比率のもとで粗悪な銭の使用が続けられました。

どのような銭がどの程度の価値で通用するかは、地域や時期によって異なりました。

撰銭令などの史料には「悪銭」「並銭」などさまざまな銭貨の名前が出てきますが、実際にどのような銭貨に該当するかは、地域や時期によっても異なると考えられ、特定は困難です。

しかしその一方で、発掘調査などから地域ごとの特徴が明らかになってきました。

鎌倉時代の撰銭

鎌倉時代にも撰銭行為自体はみられましたが、ただしこれは、長期の使用により摩耗した渡来銭に対するものだったと考えられます。

大内氏撰銭令 一四八五(文明十七)年
禁制
一 銭をえらふ事

一段銭の事ハ、わうこの例たる上ハ、えらふべき事もちろんたりトハ、とも、地下仁ゆうめんの儀として、百文に永楽・宣徳の間廿文あてくハ、可収納也

一 銭并はいく銭事
上下大小をいはず、えらくせんづくにおいてハ、えらふべからず、さかひ銭とて、うちひらめ、此三いろをはえらふへし、但如此相定らるとて、永楽・せんとくはかりを用へからず、百文の内ニえらくせんとくを卅文くハ、てつかふへし

最初の撰銭令として知られる

明銭である永楽通宝・宣徳通宝・洪武通宝が撰銭の対象となっています。同時期の中国でも明銭が撰銭の対象となっていることが注目されています。

室町幕府撰銭令 一五〇〇(明応九)年
一 商売輩以下撰銭事
近年恣撰銭之段、太不可然、所詮於日本新鑄料足者、堅可撰之、至根本渡唐銭永樂洪武等者、向後可取渡之、其可撰之、若有違背之族者、速可被處嚴科矣

室町幕府最初とされる撰銭令

「日本新鑄料足」を排除し、永楽・洪武・宣徳通宝の通用を命じています。

15世紀半ばの銭種区別の意識 —大乗院尋尊の銭貨一覧表—

1458年、奈良の興福寺大乗院門跡尋尊は、「料足名」と題し40枚の銭貨の図を銭名とともに書き留めています(『大乗院寺社雑事記』(長禄2[1458]年春記末尾)。

北宋銭が約半分を占めますが、和同開珎も含まれ「一万貫ニ一種也」と注記が書かれており、日本古代銭貨も希少ながら流通し、また珍しいものとして意識されていたことがわかります。配列に規則性は見いだせず、尋尊の周りにあった(あるいは見聞きした)銭貨を書き留めたと考えられます。

また同じ15世紀中頃に特定の種類・書体の銭貨を集めた銭縉が出土しており、この時期に人々が銭種(銭名)を意識しはじめたことのアラわれと考えられます。

織田信長撰銭令 一五六九(永禄十二)年
定精選條々 天王寺境内
一 一 せんづく やけ銭 下々の古銭 以一倍用之
一 二 ミやう おほかけ 物れ すり 以五倍用之
一 三 ちひらめ なんさん 以十倍用之
此外不可撰事
一段銭、地子銭、公事銭并金銀、唐物、絹布、質物、五穀以下、此外諸商買如有來、時の相場をもて、定の代とりかはすへし、
一 諸事のとりかはし、精銭と増銭と半分宛たるへし、此外ハ其者の挨拶にまかすへき事
一 悪銭、買買かたく停止事
一 精選未決の間に、其場へ押入、於狼藉者、其所の人として相支、可令注進、若見除の輩に至てハ、可為同罪事、
右条々、若有違犯之輩者、速可被處嚴科之由候也、仍所被定置如件
永禄十二年三月一日 彈正忠判

織田信長の撰銭令

それまでの撰銭令では排除されていた銭貨の流通を容認するとともに、銭貨間の価格差の存在を認め、さまざまな流通銭貨の価格差を公定しようとしたものです。

「悪銭」の売買

撰銭令の中に、「悪銭売買かたく停止事」（信長の撰銭令<前頁>）といった「悪銭」の売買を禁止する条文がみられます。「悪銭」の受領を拒否する動きがある一方で、銭貨不足のなかで「悪銭」だけで取引を行おうとする動きがありました。

商人たちにとっては、良質な銭貨が不足しそれによる取引が困難となるなかでは、悪銭であってもその量が豊富であれば悪銭で取引を行わざるを得なかったといえます。

●さまざまな中世の銭貨

◆ 鑄写銭

中国銭（あるいはその私鑄銭）をもとにつくられた銭貨です。

鑄写し（コピー）が繰り返されたことなどから、文字が不鮮明で、もとの銭貨よりも小型で薄く、軽いといった粗悪なものが多いことが特徴です（口絵2参照）。



鑄写銭 中国・日本どちらでつくられた？

その区別は困難ですが、日本国内でつくられた鑄写銭は、銅の割合が高いことが指摘されています。また中国でつくられた鑄写銭と比べて、鑄造時に銅の流れが悪く文字が不鮮明になりやすく、色が異なると言われています。

「びた銭」

「びた銭」（江戸時代以降に「鏹銭」）は、この写真にみられるような質の悪い銭を指すものとされてきました。

しかし、近年の研究により、中世末～近世初期の史料に出てくる「びた銭」が指すものは、時期や地域により異なり、必ずしも質の悪い銭貨を指すわけではないことがわかってきました。

同じ地域で史料上「びた」と記される銭貨が、当初は価値の低かったものが、銭の希少化により価値が上昇し、主要銭貨となっている事例が、広範囲で見られます。



中世に流通した質の悪い銭貨

「島銭」



「島銭」

稚拙で、独特な書体を持つ銭貨で詳細は不明ですが、「和開通宝」「和開珎宝」といった文字が見られるものもあり、国内で14世紀頃につくられたとする説が有力です。銭文は文字の体をなしていないものもあり、多種多様です。成分分析により、原材料のうち鉛は主に中国産であることがわかっています。

出土事例は14世紀頃に多く、15世紀には急減します。九州での発掘が多いとされます。人々が銭文を意識し出すようになったため、このような独特な銭貨が排除されるようになったのではないかと考える説もあります（口絵3参照）。

【国内での銭貨鑄造】

室町幕府は、1500（明応9）年の撰銭令の中で、日本で作られた銭貨を「日本新鑄料足」と呼んでいました。これまでも国内で銭貨が作られていたことは知られていましたが、近年それを考古学的に裏付ける銭貨の鑄型などが発掘されるようになりました。

●日本で作られた中国銭

銭貨への需要は高く、量が不足していたため、日本国内でも中国銭を写した銭貨（模銭）が作られ、中国からの銭貨と共に使われました。

◆日本での銭貨製造を示す 考古資料（鋳型など）の発掘場所

- ・京都市平安京左京八条三坊
…13世紀後半～14世紀
- ・鎌倉市今小路西遺跡…15世紀初頭
- ・博多遺跡群 …15～16世紀初頭
- ・堺環濠都市遺跡 …16世紀半ば～後半

遺跡からみる銭貨の生産実態

中世の銭貨製造は、発掘事例により、古代日本と同じく粘土質の鋳型による生産で、砂型での生産になるのは近世に入ってからとみられています。

生産者の実態は不明ですが、例えば京都の銭貨製造遺物が発掘された辺りには、番匠・薄屋・金屋などさまざまな職人が住んでいたことが史料より明らかで、鏡・仏具・刀装具など多様な製品の鋳型も見つかっています。

京都・鎌倉・博多では、仏具などの銅製品をつくる職人たちが、小規模に銭貨をつくっていたと考えられています。

これに対し、堺ではやや大きな規模で銭貨をつくっていたと考えられています。

●無文銭の鋳型と無文銭

複製、大阪府堺市出土、16世紀半ば～後半の遺構より出土



直径は21mm前後
のものが大多数

(複製製作協力：堺市立埋蔵文化財センター)

堺や博多で出土する無文銭は銅の成分の割合が高いことが明らかになっています。

無文銭は全国で出土しますが、特に青森県や岩手県などの東北地方、沖縄県、島根県や南九州などでの出土事例の多さが注目されています。

堺環濠都市遺跡では、文字を持たない無文銭やその鋳型が多数出土しています。北宋銭を中心とした中国銭の鋳型も同じ場所から出土しており、中国銭を写して作る技術を持ちながら、敢えて無文銭をつくっていたこととなります。

無文銭は全国の広い範囲で出土しており、一目見て私鑄銭とわかる銭貨が全国的に流通していたことを示しています。

撰銭令では無文銭が排除の対象とされていますが（例えば浅井氏撰銭令「うちひらめ、文字のなき」）、この時期、無文銭を民間で生産し、流通させる必要性が生じ、銭貨不足のなかで取引を支える役割を果たしていたと言えます。

なお、堺で出土（16世紀半ば～後半の遺構）した鋳型は無文銭が8割以上を占めますが、銭文があるものは、開元通宝が最も多く、それ以外は北宋銭がほとんどとなっています。

●永楽通宝の枝銭

製塩遺跡「村松白根遺跡」（茨城県）から出土した「永楽通宝」の枝銭です。

港に近いことから他から運ばれた可能性も否定できず、はっきりしたことは不明ですが、金属組成は銅成分が9割以上であり、日本産の銅銭の特徴を示しています。

この枝銭は、関東で永楽通宝が多く使用されていた16世紀頃に、永楽通宝が日本でもつくられていたことを示すものと考えられます。



(複製製作協力：東海村教育委員会)

複製、茨城県東海村
15～16世紀の遺構より出土

東国で好まれた永楽通宝

明銭の永楽通宝は、15世紀より日明貿易によって大量に持ち込まれましたが、明国内では嫌われて撰銭の対象となったことなどもあり、日本国内でも通用価値が宋銭より低く、撰銭の対象となったことが撰銭令などの史料からわかっています。

ところが後北条氏の領国をはじめとする東国では、16世紀半ば以降、課税額を永楽通宝で示す「永高」がみられるほか、出土事例も関東を中心に16世紀後半の遺構から多くみられ、東国（関東・東海）で永楽通宝が好まれるようになったことを示しています。

関東では永楽通宝は精銭（宋銭を中心とする中国渡来銭）の2～3倍で取り引きされていた事例もあります。また16世紀末の秀吉の朱印状では永楽銭1に対しびた銭3と定められています。

なお、日本では永楽通宝は出土銭貨の中で上位にくる銭種ですが、中国ではほとんど出土していません。

【九州・琉球の銭貨】

詳細ははっきりしませんが、中世には九州や琉球でも銭貨がつくられていたと考えられています。

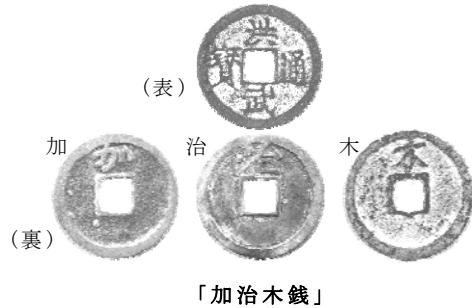
●九州の銭貨「加治木銭」

中世末期から近世初期にかけて、九州・島津氏領内の大隅加治木郷（鹿児島県）でつくられたといわれます。

裏面に加・治・木のいずれかの文字を持つものが多いのが特徴です。なかでも「治」のものが多くみられます。

銭文は明銭の銘である「洪武通宝」がほとんどです。渡来した「洪武通宝」をもとにつくられているため、大きさがひとまわり小さくなっています。

原材料の成分分析により、鉄をやや多く含み、鉛は主に日本産であることがわかっています。



九州で好まれた洪武通宝

九州南部では洪武通宝の出土比率が高いことが明らかとなっているほか、『毛吹草』（1638年）に洪武通宝は「ころ銭」と呼ばれ薩摩の名物として記されるなど、文献からも九州での洪武通宝の広がり確認できます。

●琉球の銭貨

琉球でも大陸からの渡来銭が流通したとみられます。発掘調査などから大量の銭貨を蓄蔵する慣習はないこと、また南宋や明で発行された大銭（大型銭）が使われたことなどが明らかになってきています。

琉球でつくられた銭貨に関しては不明な点が多いですが、数種類の銭貨の存在が知られています。琉球で銭貨がつくられたとされる時期（15～16世紀）は、中国からの銭貨流入が減少した時期と考えられています。

これらの銭貨は、沖縄のほか九州でも多く出土しています。

◆「鳩目銭」と緋「封印銭」

「鳩目銭」は、鳩の目のような形をした小型の無文銭で、16世紀頃から使われたと考えられ、「当間銭」「輪銭」「リング銭」などとも呼ばれます。

鳩目銭には、400～1,000枚を一連として細繩を通し、結び目に封をした緋状のものがあり、それらは「封印銭」と呼ばれています。

「鳩目銭」は形状に大小があり、封印銭は使う銭の大きさを揃えています（口絵5参照）。



◆大世通宝・世高通宝

「大世」は琉球の統一王朝（第一尚氏）の6代王尚泰久（在位1454～1460）を、「世高」は7代王尚徳（在位1461～1469）を指すと言われ、その頃の鑄造とも考えられますが、はっきりとしたことはわかっていません。

その多くは「永楽通宝」の「永楽」の文字を削り、型取りに用いる銭貨を製作したと考えられています。



◆中山通宝

「中山」は、「中山」王（琉球国王）尚真（在位1477～1526）の時代のものでされていますが、記録がなくはっきりしたことはわかりません。軽量で薄い銭貨です。



朝鮮半島の貨幣

朝鮮半島（高麗・李氏朝鮮）では10世紀末から銭貨がつくられました。ただ、民間で流通していた貨幣は主に布や銀などでした。

李氏朝鮮の朝鮮通宝（15世紀初）は日本にも大量に輸入されました。高麗末・朝鮮初期には紙幣も発行されています。

ベトナムの貨幣

ベトナムでは、日本が銭貨鑄造をしなくなった10世紀後半に銭貨発行を開始します。12世紀以降、日本と同様に中国銭が使われていくようになります。ただ13・14世紀になると再び銭貨がつくられ、15世紀初には紙幣も発行されました。

【銭貨使用と人々の生きぬく知恵】

中世社会は、一族の生活を自分自身の力で守らねばならない「自力救済」の社会であったといわれています。このような社会において、銭貨は自らの生活・身分や生命を守る重要な手段となりました。

●大金の使い方

◆贈り物となる銭貨

中世は、贈り物（贈与）によって任官や訴訟の結果が左右した時代といわれています。贈り物として、馬や太刀などの現物のほか、銭貨も利用されました。

当時、手元の贈り物を換金することが行われており、銭貨は換金の必要が無い便利な贈り物として受け入れられました。

◆銭貨で官位を買う

中世の役人は、官職と位階（官位）で序列がつけられ、上下関係が厳格でした。しかし、お金を出せば官位を買うこともでき、仲介料などを含めて10貫文程度（現在の価値で100～200万円程度）で手に入れられたようです。

【官職の値段の事例-1245（寛元3）年-】

木工寮・大炊寮の允*	2～2.5貫文
左右馬寮の允*	3貫文
民部の丞*	6～7貫文
左右衛門尉*	7～8貫文

*允・丞・尉=三等官

◆芋頭を食べ続けた僧侶

—『徒然草』第60段より—

貧しい僧盛親は、師匠から銭200貫と坊舎を譲られます。盛親は、坊舎を100貫で売り、合計300貫文（現在の価値で約3000～6000万円程度）を京都の知人に預けました。

そして大好物の芋頭（サトイモの親芋）を買うためだけに10貫（現在の100～200万円程度）ずつ取り寄せ、全て芋頭の代金にしたそうです。

銭1貫文=1000文って今のいくら？

—昔のお金の現在価値—

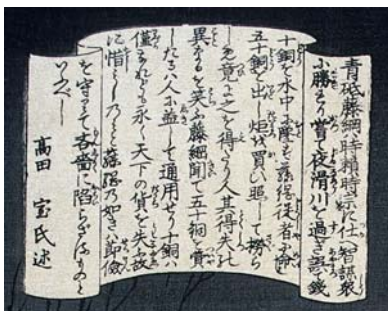
誰もが知りたいと思うこの質問ですが、社会のあり方が現在と異なるため簡単には比較できません。

ただ1貫文=10万円～20万円という説があり、それによれば1文=100～200円となります。

1貫文=米で換算	7万5千円
=お酒で換算	15万円
=大工の賃金で換算	30万円

参考) 田中浩司「日本中世における銭の社会的機能について」
 (能ヶ谷出土銭調査会・町田市教育委員会編
 『能ヶ谷出土銭調査報告書』所収、1996年)

●武士と銭貨—銭貨の浸透—



詞書

錦絵「教導立志基 青砥藤綱」

井上探景作 明治初期

(口絵4参照)



鎌倉幕府の評定衆・青砥藤綱が滑川に落とした10文を拾うため、50文で松明を買い、従者に探させる場面が描かれています。

青砥藤綱は10文を取り戻しますが、ある人は10文のために50文を払った藤綱を笑いました。

しかし、藤綱は、

「50銅(50文)は自分の損だが他人の益になる。10銅(10文)はわずかであるが永く天下の貨幣を失うことは惜しまれる。」

と答えたことが詞書に記されています。

青砥藤綱の实在は不明ですが、鎌倉時代に銭貨が浸透していたことをうかがわせるエピソードです。

家紋として用いられた銭貨

当時、銭貨をモチーフにした家紋もありました。家紋は武家にとって自分の名字を補完し、家を象徴するもので、戦場で掲げる旗印として絵巻などにも描かれています。



真田家の家紋として有名な「六連銭」は、三途の川の渡し賃として死者の棺に銭6文を入れる「六道銭」に由来するとされています。真田一族の死の覚悟を示すものとも言われています。

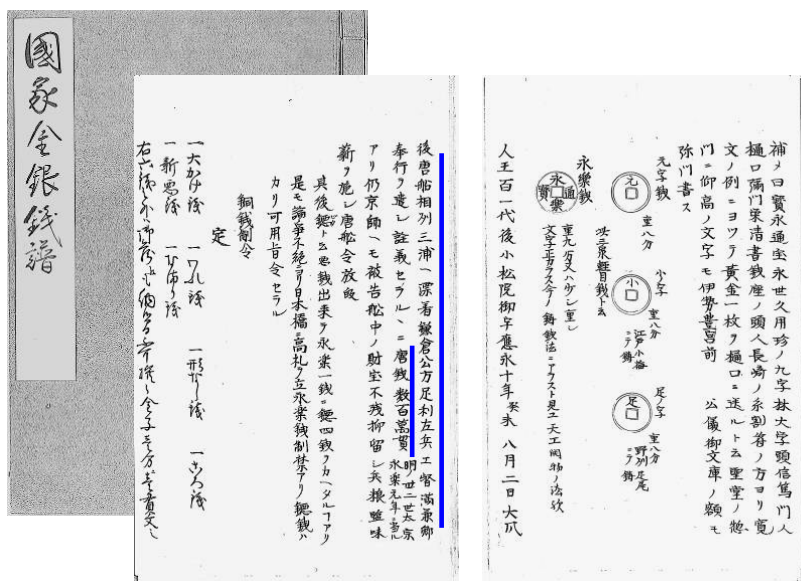


永樂通宝は、織田信長が家紋として使ったことが知られています。『長篠合戦図屏風』には、織田家の旗印として永樂通宝が描かれています。

●漂着した中国船と鎌倉公方の対応

1403（応永10）年、財宝や「唐銭数百万貫」を積んだ「唐船」（中国船）が相模三浦に漂着し、「鎌倉公方足利満兼」が財宝等は留め置き、食料や燃料を与えて帰したことが記されています。

同じような話は、『新編相模風土記稿』（巻111「武家盛衰記」）にも記されています。



『国家金銀銭譜』（写本）青木敦書著 1746（延享3）年初版

●輸出される銅と利益

（前略）
 唐系一斤二百五十目なり。日本代五貫文なり。西国備前備中において、銅一駄の代十貫文なり。唐土明州・雲州において糸に之を替えれば、四十貫五十貫に成るものなりと云々。又金一棒十兩は三十貫文なり。糸に成さば百二十貫或いは百五十貫に成るなり。
 （後略）
 『大乘院寺社雑事記』
 文明十二年十二月二十一日条より

中世には、中国から大量の銭貨が輸入されましたが、15世紀になると日本の銅山が再開発され、日本の銅が輸出されるようになりました。

室町時代の史料『大乘院寺社雑事記』（文明12[1480]年12月21日条）には、日本では銅1駄は銭10貫文で、それを中国に輸出し、糸に替えると銭40～50貫文になった、と記されています。

中世の銭の単位「疋」 ～1疋＝銭10文～
 「疋」は、本来准絹（官物徴収の際に換算基準を絹としたもの）の単位として用いられましたが、銭貨の流通によって13世紀半ば以降、銭貨の単位として使われるようになりました。

鎌倉幕府と朝廷が銭貨使用を認めるまで

12世紀半ば以降、日本へ宋銭が大量にもたらされ、人々の間で銭貨の使用が普及しますが、朝廷は12世紀後半に銭貨の使用を禁止しました。幕府も朝廷に従ったようですが、13世紀前半になると、銭貨の使用を認めました。

1170年代末：

・朝廷内での使用禁止をめぐる議論

1179（治承3）年、朝廷では「近日万物の沽価、殊に以て違法」と物価の混乱を議論していました。
 『玉葉』治承3年7月25日条

その原因は売買に「唐土より渡るの銭」を使用することとして、「私鑄銭は八虐に処す、たとえ私に鑄せずといえども、所行の旨、私鑄銭に同じ」と銭貨による売買行為を八虐の重刑とみなし、銭貨使用禁止を議論していました。
 『玉葉』治承3年7月27日条

1180～1190年代：

・朝廷による銭貨使用禁止の宣旨

朝廷では1187（文治3）年ごろから再び議論され、銭の使用が社会経済を混乱させるとして1192（建久3）年12月、銭貨の使用停止が宣下されました。
 『吾妻鏡』建久4年正月26日条。

その旨が伝達された幕府内でも、議論され、朝廷の意向が尊重されたようです。
 『吾妻鏡』建久4年2月26日、29日条

去年十二月卅日、停止銭貨之由、有其沙汰之旨、一條殿被申送之云々。
 『吾妻鏡』建久四年正月二十六日条

1220年代：

・幕府、拳銭の利息の上限を定める

鎌倉幕府は私出挙（民間で富裕層が行う稲銭の貸付（出挙））の利息は「一倍」（2倍の意）、拳銭（銭貨で行われた貸付。出挙銭）の利息は「半倍」（1倍の意）を超えてはならないとする法令を出しました。

『中世法制史料集1』第2部追加法17条
 1226（嘉禄2）年正月26日「陸奥国郡郷所当事」

・幕府の年貢が准布から銭貨へ

1226（嘉禄2）年、鎌倉幕府は准布（徴収の基準である布）の貨幣的使用を禁じ、銭貨を使用するよう命じる法令を出しました。

『吾妻鏡』1226（嘉禄2）年8月1日条

一、可禁断私出举利率過一倍、并拳銭利過半倍事
 右、同状稱、出挙之利、令格相存、而下民之輩、至于過期、迴利為本、過責為先、未經歲、忽及數倍、（中略）且仰宗職諸國等、且任弘仁建久格、雖過四百八十日、不得過一倍、於拳錢者、宜限一年、收半倍利、縱雖積年、莫令加增、縱雖出証文、莫令叙用、（後略）
 『中世法制史料集1』追加法一七条

今日、止准布可用銅錢之由、被仰下、武州珠令申沙汰給云
 『吾妻鏡』嘉禄二年八月一日条

1230年代：

・銭貨の浸透（陸奥でも銭納が好まれる）

鎌倉幕府は、陸奥国沙汰人百姓らが現物絹布による年貢納入を忌避して銭納を好む事を戒め、白河関以北への銭貨の持ち出しを禁止し、逆に白河関以北から以南への持ち出しを許容しました。

『中世法制史料集1』第2部追加法99条
 1239（暦仁2）年正月22日「陸奥国郡郷所当事」

一、陸奥国郡郷所当事以被止准布之例、沙汰人百姓等、私忘本色之備、好銭貨所濟之間、年貢絹布逐年不法之條、只非自由之企、已公損之基也、自今以後、白河関以東者、可令停止銭流布也、且於下向之輩所持者、商人以下儘可禁断、但至上洛之族所持者、不及禁断、（中略）
 暦仁二年正月廿二日
 （以下略）
 『中世法制史料集1』追加法九九条

銭縹 100 文の枚数は？

中世の銭貨の特徴は1枚＝1文であることが特徴です。しかし、紐を通して銭縹とした場合、銭貨97枚で100文と見なして使用されたようです。

草戸千軒町遺跡で出土した銭縹は5割以上の縹が銭97枚で、こうした銭縹がある程度、一般化していたと考えられます。

では3文分は何でしょうか。縹にする紐や手間賃や数え賃が付加されたという説がありますが、まだ明らかになっていません。

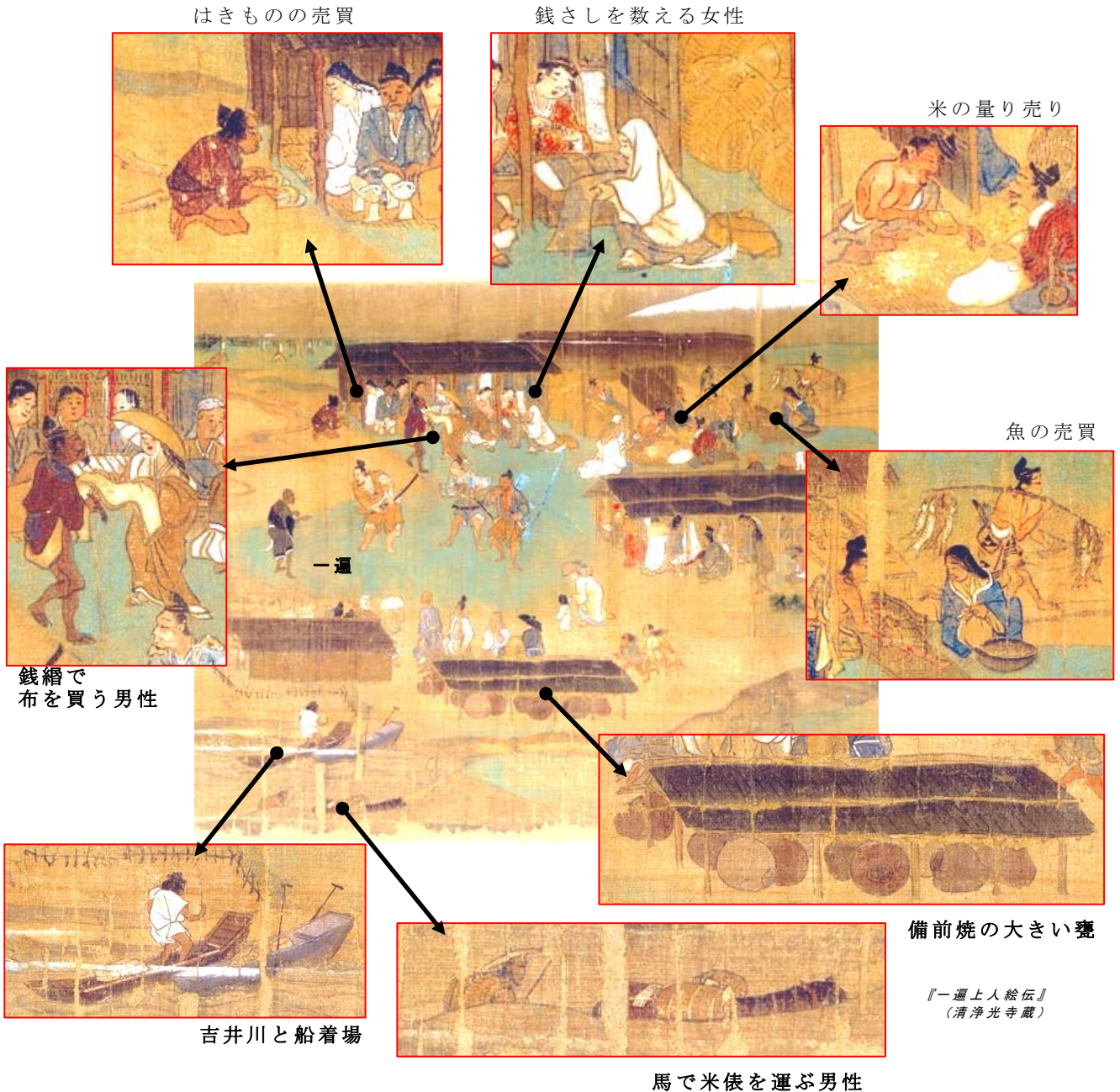
（この方法については、詳しくは24ページ「中国の短佰慣行」をご覧ください。）



【中世の市と商業】

●備前福岡の市のにぎわい

『一遍上人絵伝』(13世紀末)に描かれた福岡の市(現岡山県瀬戸内市)の様子は、鎌倉時代後期～末期にかけての地方の定期市を示す好例です。この市は、備前国東部を北から南へ流れる吉井川と山陽道が交わる場所に立っていました。人々ににぎわう市には、布や米、魚やはきものなどの日用品が取引され、銭縹で布を買おうとする様子や、銭さしを数える商人の姿がみられます。



『道ゆきぶり』(14世紀後半)～その後の福岡～

今川貞世(了俊)が1371(応安4)年に著した道中記『道ゆきぶり』には、貞世が九州探題として下向する途中に立ち寄った福岡の様子が記されています。

「其日はふく岡につきぬ。家ども軒をならべて民のかまどにぎはひつつ、まことに名にしおひたり」

とあり、14世紀後半、福岡の市を中心に都市的な商業集落が出来、繁栄していたことがうかがわれます。

●史料にみる各地の特産物とその多様性

古代の貢納物を記した史料『新猿楽記』（11世紀）と中世の商品を記した史料『庭訓往来』を比較すると、古代から中世、近世へと引き継がれる地域産業のあり方を読み取ることができ、また、貢納物だった特産物が商品として流通していく様子もわかります。中世前期に浸透した「代銭納」の普及により、それまで貢納の対象であった各地の生産物は商品として市で活発に取引されるようになりました。

『新猿楽記』と『庭訓往来』に記された特産物

・『新猿楽記』のみに記された特産物

美濃の柿、淡路の墨、播磨の針、備中の刀、河内の味噌、備後の鉄、陸奥の檀紙、信濃の梨、丹波の栗、山城の茄子、大和の瓜 など

・『新猿楽記』と『庭訓往来』に記された特産物

美濃の絹、紀伊の絹、甲斐の布、能登の釜
常陸の絹（綾・紬）、武蔵の鏡、伊予の簾、長門の牛、越後の鮭、隠岐の鮑、周防の鯛、近江の鮓、河内の鍋、陸奥の漆 など

・『庭訓往来』にはじめて登場する特産物

加賀の絹、土佐の材木、和泉の酢、備前の刀、播磨の杉原紙、阿波の藍 など
（京近郊の特産物）
綾、染物、染物、絹、烏帽子、土器、扇子、針 など

畿内では、全国の特産物と同様のものが生産されるようになり、銭貨さえあれば、畿内周辺で物資を調達できるようになりました。

古代から安定的に生産された特産物です。

- ・特に美濃の絹、紀伊の絹、甲斐の布、能登の釜は、古代の貢納物にも中世の荘園年貢にもみられる安定した特産物です。これらが『庭訓往来』に記されていることから中世に商品として扱われていたことがわかります。
- ・河内鍋や近江鮓は、燈籠供御人・粟津橋本供御人らによって商品としても運ばれていたと考えられます。

<中世の年貢>

西日本・・・米中心、東日本・・・繊維製品中心

《この他の主な年貢》

瀬戸内海島しょ部の塩
山陽道・山陰道諸国の鉄、但馬の紙、長門の牛、陸奥の金、陸奥・出羽・下野の馬など

●荘園経営と和市

和市とは、中世の市で生産物を売却する際の売買価格や相場のことです。代銭納が進むと、人々はたえず和市の変動に気を配るようになりました。また、荘園領主は年貢を納めるにあたり、京都と地方の和市の地域間格差や輸送コストを加味し、代銭納と現物納で有利な方を選択しました。

14世紀以降、荘園経営の実務を地頭などが領主から請負う「請負代官制」が広まってきました。

<代銭納の米建てと銭建ての違い>

- ・米建て（「和市の法」）
：領主が納める年貢銭はそのときどきの米の相場により変動
- ・銭建て（「請切」）
：領主が納める年貢銭は米の相場に関係なく一定

（後略）
高野山文書寶簡集二四〇・
（一、前略）
右、色代分減少事
石、以和市法、可分二百
取之由申之、地頭亦請
先地頭之濟例、可為八任
十貫之旨陳之、
（氏）代憲長相論兩條
高野山蓮華乘院雜掌真算
與紀伊国南部庄地頭藤原
關東下知状案

「米建て」「銭建て」の争い

高野山領紀伊国南部荘は、地頭請所となり年貢は見米（現米納）300石と色代（代銭納）200石でした。そのうち、代銭納分の200石分について、高野山側は米建ての「和市の法」によると主張し、一方、地頭側は80貫の銭建ての「請切」を主張し、双方が対立しました。結局、1278（弘安元）年12月27日、幕府は寺家の言い分を認めました。当時、荘園経営にとって和市が重要であったことを示す史料です。

『兵庫北関入船納帳』（15世紀半ば）

『兵庫北関入船納帳』は1445（文安2）年1月～翌年1月に東大寺が領有していた兵庫北関に入港した船から徴収した関税などを詳細に記録した帳簿です。

船籍地は、瀬戸内海を中心に東は摂津堺、西は豊前門司、南は土佐前浜に至る広範囲に及び、塩・米・木材や各地の特産物をはじめ膨大な商品が運ばれました。中世の流通の実態を示すこの史料は、データの質や量の点からも世界的にも稀有な史料として知られています。

この史料からは、米が収穫期に関係なく1年を通して取引され、価格安定のため売り手による出荷量の調整があったことが見いだせるなど、中世における物価や通関量の変動などの流通実態が明らかとなってきています。

中世の地域産業の特産物として注目される備前焼は、14～15世紀前半にかけて急速に生産量を伸ばしました。『兵庫北関入船納帳』のなかでは、1445（文安2）年に1215個もの備前焼の壺が兵庫北関を通過したことが記されています。

福岡の市に描かれた備前焼の壺

『一遍上人絵伝』（清浄光寺蔵）



【中世のモノの値段】

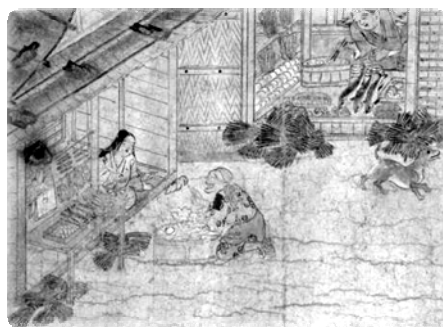
商業の発達した中世では、どんなモノがいくらで取り引きされたのでしょうか。

●中世の商人

中世に活躍した商人・職能民は朝廷や大きな寺社と結びついた者が多く、彼らは「供御人」・「神人」という特権的な立場を与えられました。

彼らは朝廷や寺社に製品などを納めること（座役）によって、通行の自由（関銭・津料の免除）や市場などで独占的にモノを売る特権を認められ、広い範囲にわたって活動しました。

中世初期から廻船などにより全国に商圏を広げていた鋳物師（蔵人所燈炉供御）や、大山崎（京都府）の油神人（油座）などが有名です。



鎌倉時代に描かれたこの絵巻には女性が魚を売る姿が描かれています。

『橋直幹申文絵巻』(出光美術館蔵)

●商人と物価

室町時代に原本が成立した『七十一番職人歌合』には、さまざまな職人や商人の姿が描かれています。それらとともに、当時の物価の事例をご紹介します。



帯1本 150文
(15世紀後半の事例)

をはらめ(大原女)
大原女とは大原で焼いた炭や薪を頭に乗せて京都で売り歩いた女性の商人です。



薪1荷 150文(15世紀後半) 炭1荷 160文
但し奈良の事例 (15世紀後半の事例)



扇1本 10文~30文 (16世紀初めの事例)
烏帽子1つ 100文 (16世紀初めの事例)



鯛1尾 15文
(16世紀半ばの事例)



木綿半疋 950文 (15世紀後半の事例) 苧1両 17文 (15世紀後半の事例)



平胃散 279文 (15世紀後半の事例) 香料 1000文 (16世紀前半の事例)



直垂1人分 700文 (15世紀後半の事例) 白布1反 300文 (15世紀後半の事例)

中世のモノの値段の事例

食べ物

みかん 2個	1文	15世紀前半
桃 1個	3文	〃
胡桃 1個	5文	〃
瓜 1個	7文	〃
鯉 1尾	12文	〃
鱈 1尾	2文	〃

雑貨

竹箒 1本	3文	15世紀後半
草履 1足	3文	〃
蠟燭 1本	10文	16世紀半ば

家畜

牛 1頭	1,000文	15世紀後半
馬 1頭	2,000文	〃

ここで紹介した値段の事例は、ある場所・ある時点・ある品質での事例です。商業が発展し、さまざまな地域の特産物が市場で売買されるようになると、同じ品物でも特定の産地のものがブランド化し値段が差別化されます。

例示した炭の値段は、需要に応じ夏季には下落し、冬季には上昇しました。また農作物価格は収穫期には下落するなど、季節的な変動を示したのは、今と変わりありません。

ここに挙げた烏帽子は、原材料の1つである漆が希少品であったことから、大規模造営などで漆の需要が増加すると漆価格の急騰の影響を受け、価格が上昇しました。

・本ページの中世の物価の事例は全て国立歴史民俗博物館「古代・中世都市生活史(物価)データベース」に依っています。(物価と『七十一番職人歌合』とは関係ありません。)

・『七十一番職人歌合』・模本(江戸時代・東京国立博物館蔵)

● 「一服一銭」 — 中世の喫茶店 —



『七十一番職人歌合』模本(東京国立博物館蔵)



銭1文

この絵は一服の抹茶を銭1文で売っている姿を描いています。

中世後期の京都の様子を描いた絵画には寺社の祭礼の際の仮設の茶屋や、常設の茶屋などさまざまな形態の茶屋が見られます。

こうした茶屋を中心とする喫茶文化は、モノやサービスを売り買いする貨幣経済の浸透につれて、都市の中から生まれてきました。

これは、この時代に完成されていく利休などによる茶の湯(侘茶)とは対照的な在り方でした。

● 大工の賃金

中世を通じて大工(番匠)の標準的な賃金は季節を問わず1日100文~110文で安定していました。

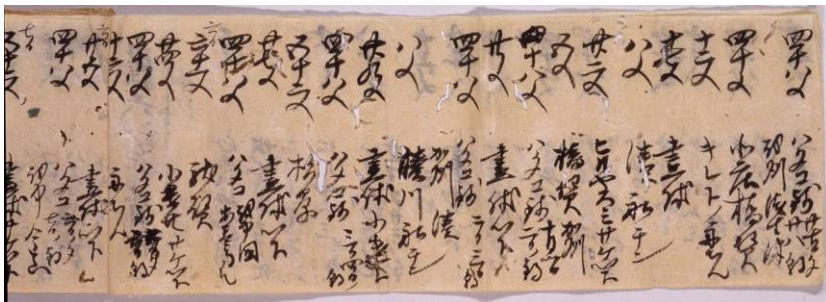
ただ、労働時間は日の出から日の入りまでであるため、時間当たりでみた大工の賃金は日が高い夏季に下落し、冬季に上昇したことになります。夏季に建築工事が集中していた事例も見いだせます。



『松崎天神縁起絵巻』(防府天満宮蔵)

● 1泊2食 24文 — 中世の旅とサービス —

この文書は、京都の僧侶と推定される者が1563(永禄6)年9月に京都を旅立ち、越後・関東・南東北への旅を行い翌年10月に京都へ帰るまでの旅の支出を記録した帳簿です。掲げた写真の7カ所に「四十八文 ハタコ(銭)」という文字が見えます。



「永禄六年北国下り遣足帳」より(国立歴史民俗博物館蔵)

2人旅であったと考えられることから、「四十八文 ハタコ(銭)」は1人1泊2食24文でした。前後をみると出発後、滋賀県石寺に泊まったところから、越前・越中・越後の最初までは一律「48文」と記録されており、サービス価格が一定であったことがわかります。

ただ越後から東や帰路は異なった値もみられ、どのような事情が旅籠代の価格に影響を及ぼしていたのか、まだ解明されていない点もあります。

また川を渡る時の船賃は2人で8文、昼食(=「昼休」)は2人で17文あるいは20文といった記事も見られ、銭さえあればさまざまなサービスの提供を受けられたことを示しています。



10～16 世紀中国の流通貨幣

中世の日本では中国から流入した「渡来銭」が、貨幣として流通しました。この時期には、日本だけではなく、広く東アジアの国々において、中国の銭貨が貨幣として流通していました。東アジアで中国の銭貨が流通したこの時期、中国国内の主要な貨幣は、すでに銭貨から紙幣へ、さらに紙幣から銀へと移り変わり、この変化が中国国外へ銭貨が流出する原因ともなりました。ここでは、中世の日本に渡来銭が流入する背景となった、中国の流通貨幣の変化をみていきます。

【銭貨流通と鑄造の最盛期 — 北宋 —】 10 世紀中頃～12 世紀前期

中国では、秦（B C 221～206）による中国統一から宋（960～1127）まで 1000 年以上にわたり、流通貨幣の主役は銅製の銭貨でした。

北宋は、中国の歴史上、最も多くの銭貨が鑄造された時代でした。一方で、軍事・経済面での貨幣需要を銭貨だけでは満たしきれず、紙幣や銀が貨幣として流通するようになった時代でもありました。

●種類も豊富な北宋銭 — 年号銭の登場 —

北宋の銭貨は、2 代太宗の時から、「年号」と「通宝・元宝」が表示されました。これにより、年号が変わるごとに新しい名前の銭貨がつけられることになりました。

また、北宋では、1 人の皇帝の在位中に何度も年号をかえることもあったため、多くの種類の銭貨がつけられることになりました。

銭貨は、銭名が異なっても 1 枚＝1 文で流通しました。

◆年号銭以前の銭貨

北宋を建国した太祖は、宋一代の銭貨として、宋通元宝を発行しました。これは、唐の開元通宝や後周の周元通宝の制度に倣ったものでした。

◆周辺諸国での銭貨鑄造

北宋の時代の中国周辺には、遼（契丹）・西夏・金などの異民族国家が存在しました。これらの国々は、独立王朝として高い意識を持ち、独自の銭貨を発行しました。

◆地域を限定して流通した鉄銭

北宋時代の流通貨幣は、銅製の銭貨を基本としますが、四川・陝西・河東の地域では鉄製の銭貨（鉄銭）が流通しました。

銅銭と鉄銭の流通地域は厳格に分けられ、四川は鉄銭のみ、陝西・河東は銅銭と鉄銭の併用地域とされ、その他の地域では鉄銭の使用は禁止されました。



太平通宝
976 年

淳化元宝
990 年

至道元宝
995 年

2 代太宗が発行した銭貨



宋通元宝
960 年

開元通宝
唐 621 年

周元通宝
後周 955～58 年頃

年号銭以前の銭貨



天贊通宝
遼 922～25 年頃

乾祐通宝
西夏 1171～93 年頃

大定通宝
金 1178～89 年頃

周辺諸国で発行された銭貨



銅銭

鉄銭

慶曆重宝
1045 年



銅銭

鉄大銭

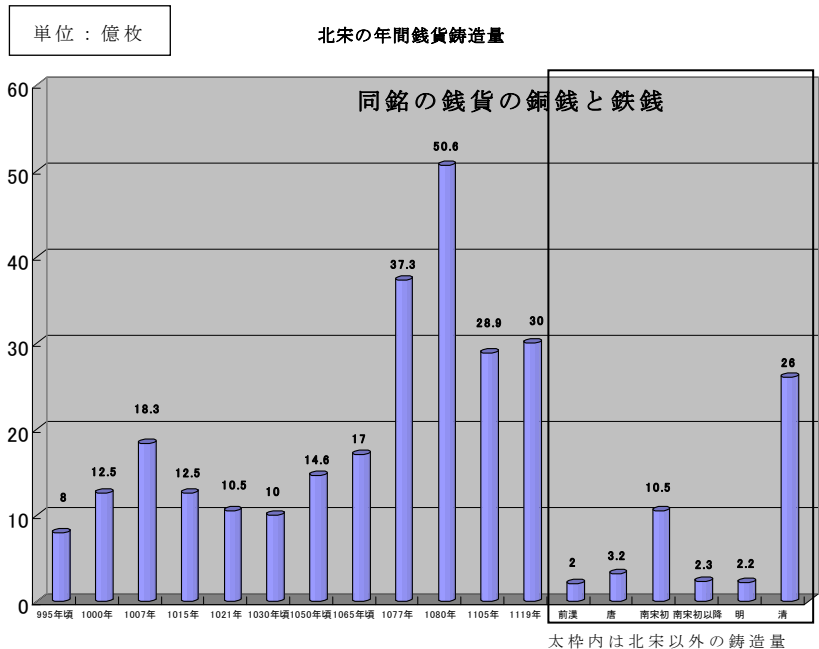
熙寧重宝
1073 年

●北宋の銭貨

◆北宋の銭貨鑄造量

北宋は、清(1636～1912)と並び、中国史上でも多くの銭貨を鑄造した時代でした。鑄造量は100年以上にわたり高水準を維持しました。

※前漢は前118年から元始年間(後1～5年)までの平均鑄造量(参考値)
 ※唐は天宝年間(742～755年)
 ※南宋初は1127～28年
 ※南宋初以降は1156年
 ※明は1372年
 ※清は1656年。但し、洋式の銅元(打刻硬貨)を製造する19世紀以降は年間100億枚を超えることもあったが、鑄造した銅銭ではないため、ここでは除く。



◆北宋の銭貨需要の背景

北宋では、なぜ大量の銭貨が必要だったのでしょうか？

その理由は、商工業の発達と軍事費の増大が主な理由であったと考えられています。

★商工業の発達

北宋の時代には、長江流域を中心に農業革命が起こり、農業生産量の増大と生産余剰を産み出すようになります。南方の余剰生産物は、市場で盛んに取引され、また隋唐代に整備された大運河を通して、黄河流域へ運ばれ、商業の発達を促しました。こうした商取引の拡大によって多くの銭貨が必要となりました。

★軍事

北宋の国境周辺には、遼(契丹)・西夏・金などの異民族が存在し、その侵攻に備えるため、常に軍備を整えておく必要がありました。また、中国北方の燕雲十六州(現在の北京を含む古代の政治の中心地)は、五代十国時代から遼に占領されたままになっており、この地の奪回のためにも多くの軍事費が費やされました。兵士への給料支給などには銭貨が使用されたため、軍事費の増大は銭貨需要の増大へと直結しました。

★その他の要因－王安石の新政との関係－

北宋ではほぼ年間10億枚以上の銭貨を鑄造しましたが、特に1065年から1077年の間に鑄造量が急増しています。この時期は王安石によって新政(北宋の軍事・財政面の建て直しをめざした政治改革)が行われた時期でした。

王安石の新政の時期には、農民層に至るまで銭貨使用を促す政策がとられたことのほかに、銭禁(海外への銭貨の持ち出しの禁止)と銅禁(銅の私売買の禁止)を解除したため、銭荒とよばれる深刻な銭貨不足を招き、銭貨の大量鑄造が必要となったと考えられています。

50文でも100文！？ 中国の短陌慣行

短陌とは、実際には100枚に満たない枚数の銭貨を、名目100文とみなして使用する慣行をいいます。銭貨は100文とみなされる枚数でまとめられ、このまとまりで使用する限りは100文として使用できました。

北宋の時代には、77枚を100文とする公定の数値のほかに、民間の市などでは業種・商品ごとに異なる枚数の短陌が存在していました。孟元老『東京夢家録』には、北宋の都開封に存在したさまざまな短陌が記されています。

77(官用)、75(街市通用)、72(魚・肉・菜〈魚・肉・野菜の店〉)、74(金銀〈貴金属店〉)、68(珠珍・雇婢(女十尼)・買虫蟻〈宝石店や女中の雇い入れ、動物の買入れ〉)、56(文字〈書籍店〉)

短陌制度は、中国だけではなく、その他の国々でもみることができます。ベトナムでは13世紀前半に陳朝が成立した直後、「私的貿易には69枚、公貿易には70枚」との法令が出されており、また出土資料からは67枚前後にまとめられたものが多いことが確認されています。

【紙幣流通の時代 一元・明一】 13世紀後半～15世紀前半

元・明初の時代は、国家の発行する紙幣（鈔）が流通貨幣の中心となりました。紙幣の流通促進のため、錢貨の使用はたびたび禁止されました。

●元の紙幣政策

◆元王朝の紙幣流通の前提としての金王朝の紙幣流通

元が金王朝を滅ぼし中国北部を支配した13世紀前半、中国北部では金・銀・絲（生糸）・絹・米などの現物が貨幣として流通していました。これは、金王朝末期に行われた紙幣の大量発行により紙幣が信用を失い流通しなくなっていたこと、それまで中国の主要貨幣であった錢貨も金王朝での使用禁止、蓄蔵制限により多くが国外流出や鑄潰しを受け数量が激減していたこと、などが理由とされます。

◆元の紙幣政策

13世紀中頃、建国当初の元では、銀や絲（生糸）などの現物貨幣のほか、鈔とよばれる紙幣が流通していましたが、この紙幣はまだ全国統一の紙幣ではありませんでした。

フビライ・ハンははじめに中統鈔（中統元宝交鈔）、その後至元鈔（至元通行宝鈔）を発行し、国家が発行する紙幣を唯一の紙幣としました。

また、元は金・銀・錢貨などを貨幣として使用することを禁止し、紙幣のみを流通させる貨幣政策を進めていきました。



「至元通行宝鈔」
の印刷原版
1287年発行開始



原版からつくった
イメージ

◆マルコ・ポーロのみた元の紙幣流通

『東方見聞録』には、元の時代の紙幣流通の様子が記されています。

紙幣ができあがると、カーン（元の皇帝フビライ・ハン）はいっさいの支払いをこれで済ませ、治下の全領域・全王国にこれを通用せしめる。

（中略）どの地方でもどんな人でも、いやしくもカーンの臣民たる者ならだれでも快くこの紙幣での支払いを受け取る。それというのも、彼らはどこへ行こうとこの紙幣で万事の支払いができる。つまり真珠・宝石・金銀より以下あらゆる品物がこれで買うことができるからである。彼らは欲しいものをなんでも買い求め、さて支払いの段にはこの紙幣を用いるのである。

愛宕松男訳注 東洋文庫 158『東方見聞録 1』（平凡社、1970年）より抜粋

★紙幣の回収策

紙幣の価値を安定させるためには、その流通量を適正に管理する必要があります。元では、国家の専売品であった塩の購入代金を紙幣で支払うことを義務付けることにより、一定量の紙幣を国家が回収できるようになっていました。

★古くなった紙幣の交換

元の紙幣は紙質が悪く、傷んで使用できなくなることが多かったといわれています。紙幣が傷んだ時は、公の機関に持参し、一定の手数料（数%）を払うことで、新しい紙幣と交換できました。

●元末の錢貨鑄造

元は、発行・流通量を調整することで、紙幣価値の安定を保っていましたが、14世紀中頃になると、紙幣の大量発行が行われるようになりました。また、各地での反乱が相次ぎ、元の国家的信用が薄れたこともあり、紙幣の価値は急激に下落していきました。

元は紙幣価値を安定させるため、紙幣よりも価値が安定した錢貨を発行し、錢貨と紙幣の交換比率を国家が定め、錢貨の価値により紙幣の価値を保証する政策をとりました。

しかし、民間では紙幣よりも錢貨が好まれたため、公定の交換比率は守られず、錢貨に対する紙幣の価値は下落を続けていきました。



至大通宝
1310年



至正通宝
1350年

元末の錢貨

● 明の貨幣政策

建国当初の明は、銭貨を唯一の貨幣とすることを目指しましたが、銅原料の不足で実現せず、紙幣を発行しました。しかし、紙幣も流通量増大によって価値が下落し、流通の中心は銀となっていきました。

◆ 明初の銭貨

建国当初の明は、銭貨を唯一の貨幣とし、複数の額面の銭貨を発行しました。額面は「両」「銭」という銀の単位で表示されたものもありました。

しかし、銅原料の不足のため、銭貨の铸造量は少なく、明の流通貨幣の中で、銭貨が主役となることはありませんでした。



大中通宝
1361年



洪武通宝
1368年

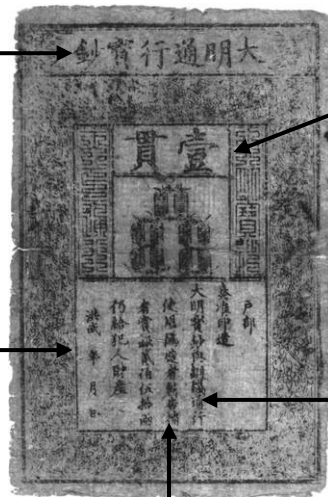
明初の銭貨

◆ 明の紙幣 大明通行宝鈔 1375年発行開始

「大明通行宝鈔」は明政府が発行した唯一の紙幣です。額面は「1貫」から小額面の「10文」まであります。宋・元とは異なり、明政府は紙幣の回収策を設けなかったため、当初、紙幣1貫＝銭貨1貫（1,000文）であった銭貨に対する紙幣の価値は、20年ほどで約1/6の、紙幣1貫＝銭貨160文まで低下しました。このため、流通貨幣の中心は徐々に紙幣から銀へと移っていきます。

この紙幣の名前
「大明通行宝鈔」と
記されています。

紙幣を発行した年が
洪武年間であったこと
がわかります。



「壹貫」は紙幣の額面。
発行開始当初、大明通行
宝鈔1貫は銅銭1,000文
(枚)と同価値でした。

「壹貫」の文字の下には、
1貫の銭縉(100文ずつで
まとめられた銭貨が10個)
の図柄が描かれています。

大明通行宝鈔と銅
銭を併せて流通さ
せることが記され
ています。

紙幣の偽造防止文言

大明通行宝鈔には、「偽造した紙幣を使用したものは斬首」との文言が書かれています。また、「はじめに偽造を密告したものには銀式佰五拾両(銀250両<約10kg>)を賞する」という内容も書かれています。

偽造を密告(通報)した者への褒賞は、元の「至元通行宝鈔」では銀5錠と記されていました。元では銀50両(約1.9kg)を銀1錠と呼んだため、銀5錠とは銀250両のことで、元・明ともに同じ金額であったことがわかります。



元の銀1錠
(銀錠50両)



至元鈔の密告者
への褒賞文言

【中国で流通した銀】

銀は、宋代以降、中国南方の長江流域を中心に貨幣として流通するようになりました。銀は地金の重さに応じた価値で流通し、秤で重さを計測して使用しました。

銭貨と紙幣は国家が発行した貨幣でしたが、銀は民間主導で流通するようになりました。

●さまざまな銀錠

中国の銀は、一定の重量・品位につくられたインゴット（銀塊）のかたちで流通しました。これを銀錠といいます。銀錠には発行者・発行地・発行年などが刻まれ、その信用により価値を保証されました。



銀錠 50 両 南宋
〈資料は右表の NO.1〉

NO	分類・保管番号	年代	資料重量
1	II B 矧 m2 113(2)	宋	約 1.97kg
2	II B 矧 m2 113(3)	宋	約 2.4kg
3	II B 矧 n1 39(1)	元	約 1.99kg
4	II B 矧 m2 113(1)	宋	約 0.18 kg
5	II B 矧 m5 11(1)	金	約 0.35 kg
6	II B 矧 n1 39(2)	元	約 0.38 kg
7	II B 矧 n1 39(3)	元	約 0.46 kg
8	II B 矧 n1 39(4)	元	約 0.35 kg
9	II B 矧 n1 39(5)	元	約 0.35 kg

口絵 7～9 銀錠リスト

◆南方で盛んであった銀流通

宋代以降の中国では、政治の中心であった北方の黄河流域では国家が発行した銭貨、海外との交易が盛んであった南方の長江流域では交易にも使われる銀が貨幣として流通するようになりました。

●海外から中国へ流入した銀

中国では、14 世紀後半から 15 世紀初に明の銭・紙幣併用の貨幣政策が破綻すると、流通貨幣の中心は銀となります。中国国内での銀の生産量は少なかったため、15 世紀後半から 16 世紀にかけて、日本やアメリカ大陸の銀が中国へもたらされました。



石州銀（日本）
16 世紀



ターレル銀貨（ボヘミア）
16 世紀

中国の銀経済化－明代の銀需要の増大と外国銀－

★中国国内の銀経済化

15 世紀の中国では、紙幣・銭貨は流通貨幣の中心的地位を失い、徐々に銀の重要性が増していきました。紙幣は 14 世紀後期から史料のなかに「不通」の記事が頻繁にみえ、紙幣価値を切り下げ（減価）ながら流通している状態で、銭貨も銅原料の不足などのため十分な流通量を供給することができず、どちらも主要な貨幣とはなりえませんでした。

一方、銀は 15 世紀中頃には江南地方の一部で納税を銀納化（江南折糧銀）し、また北方への糧食の現物納を条件に塩商に与えられていた塩の売買権（塩引）が 15 世紀後期には銀納化されるなど、さまざまな面で銀需要の高まりをみることができます。

★海外からの銀流入

16 世紀になると、さまざまな国から中国に銀が流入するようになります。これは、世界各地で人気のあった中国製の絹製品や陶磁器などの「唐物」の対価として持ち込まれたものです。

まずは、16 世紀初ころ、唐物ブームの起こった朝鮮半島から銀が盛んに流入するようになります。朝鮮半島では自国での生産で不足する銀を日本から輸入し、16 世紀前期の日本銀は朝鮮半島経由で中国へと流入していきます。

次に 1510 年代にマラッカを占領したポルトガルは、中国との貿易の対価としてヨーロッパの銀を持ちこみます。1540 年代以降、ポルトガルが日本と中国の間に入り、日本銀を中国へと持ち込みます。

日本から中国へ密貿易により銀を持ち込むルートもあったと考えられていますが、1567 年に明政府により倭寇の拠点が掃討されてからは、下火になったと考えられています。

1570 年代になると中国への銀流入は画期を迎えます。南米・ポトシ銀山の増産により得られた大量の銀が、スペインによって中国へと流入するようになります。その量の膨大さは、それまで私鑄銭を鑄造し流通させていた中国の東南地方で小額取引にまで銀が使用されるようになり、私鑄銭の鑄造自体を停止させてしまうほどでした。

【日本と中国の海上交易】

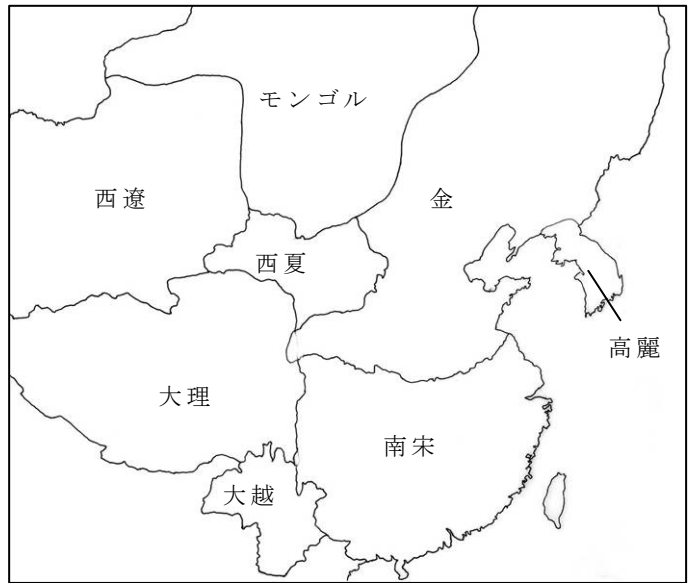
中世日本に流入した大量の銭貨は、中国から日本へ海上の道を通して運ばれてきました。

中国東南の沿海部は経済的に後進地域でしたが、8世紀頃にイスラム地域から大型船(ジャンク船)の製造技術が伝わると海上交易で栄えていきました。

北宋末に羅針盤の使用などによる航海技術の飛躍的な発達があり、遠洋の航海が安全かつ安定的に行えるようになると、多くの船が大量の物資を積んで、中国と日本や朝鮮半島の間を往来しました。

南宋では、日本・高麗との窓口となった寧波、後にマルコ・ポーロによって世界2大貿易港の1つと評された泉州など港市が繁栄し、世界中の船が中国へと来航しました。

この時期、日本へは陶磁器、銭貨、香料、薬種、皮革類、唐織物、書籍、経典などが運ばれ、日本からは金・銀・硫黄・水銀などの鉱産物などが運ばれたとされます。



13世紀 東アジア情勢地図

『中国歴史地図集』第6冊(宋遼金時期)より作図

元は南宋を滅ぼした際に、その海運力と共に海外貿易の制度を引き継ぎます。港市に置いた市舶司という官庁により海外貿易を管理しますが、基本的には一定の関税を払えば自由交易が可能でした。

13世紀後半の元寇により、日本と元は政治的には緊張した状況となりましたが、14世紀初には貿易を再開しています。この時期、日本からは砂金、刀剣、扇、螺鈿、蒔絵、硫黄、銅などが運ばれたとされます。

韓国新安沖から引き上げられた新安沈船は元の時代(14世紀前半)に、寧波を出航し、日本へと向かう途中で沈没した船です。この船の積荷には、約800万枚の銭貨、2万点以上の陶磁器、香炉などの金属製品、漆器・紫檀などの香木類などが発見され、当時中国から日本への輸出品目の一端を知ることができます。



14世紀 東アジア沿海部の主要都市

『中国歴史地図集』第7冊(元明時期)等より作図

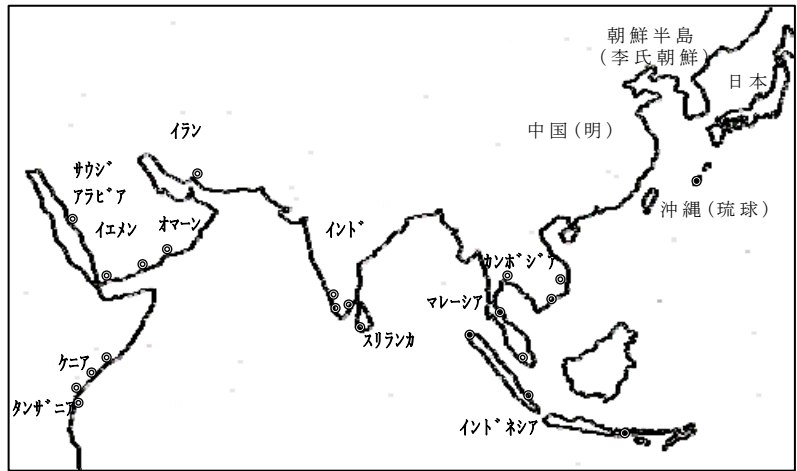
日本との貿易港 —寧波(慶元、明州)—

寧波は中国浙江省にあった港市で、時代により慶元、明州などとも呼ばれました。北宋の時代に日本・朝鮮半島を対象とした市舶司(海外貿易を司る官庁)が置かれ、14世紀まで日本からの貿易船を多く受け入れました。

日本と中国の貿易が国家同士の朝貢貿易に限定される明の時代についても、寧波は唯一の日本船の受け入れ港に指定され、16世紀に至るまで日本と関係の深い港市でした。

14世紀後半、明は海禁政策を実施し、海外との私貿易を厳しく取り締まりました。16世紀までの間、中国への外国船の往来は原則禁止され、往来を許されるのは国家間での朝貢貿易に限られました。15世紀初を例にとると、日本からは硫黄、蘇木、銅、刀剣・扇・漆器などの工芸品が献進物として運ばれ、明からは絹、織物、鈔、銭などが下賜されました。

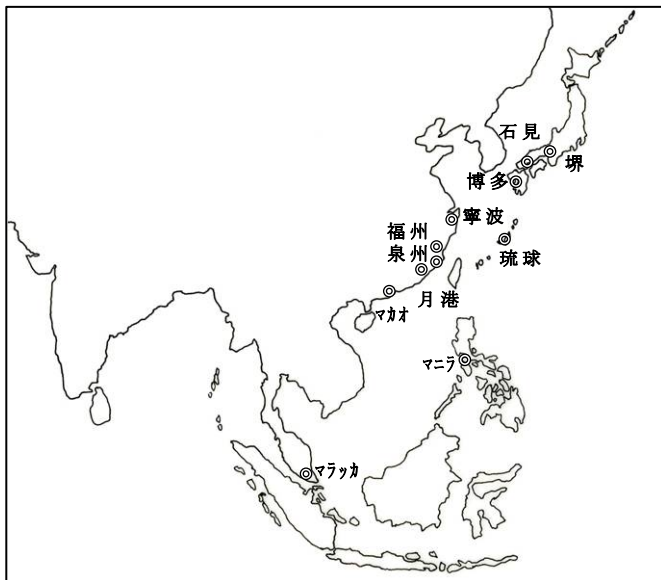
14世紀後半以降、琉球では明への朝貢を開始し、使節を泉州、福州へと派遣して積極的に貿易をおこなっていました。明の時代、日本から寧波への遣明船が17回であったのに対し、琉球は171回にも及んでいます。琉球は中国と東アジア各地を結ぶ中継貿易で栄えました。



※◎は朝貢を求める中国船(鄭和の艦隊)が寄港したとされる都市

15世紀 明が朝貢の使者を派遣した主な国々

『東アジアの海とシルクロードの拠点 福建』掲載図面より作図



16世紀 東アジア情勢地図

『中国歴史地図集』第7冊(元明時期)等より作図

16世紀になると、ヨーロッパによる中国進出がはじまり、ポルトガルはマラッカ・マカオ、スペインはマニラを拠点として、中国の商品(唐物)をヨーロッパに運び、対価として大量の銀を中国へともたらしました。

16世紀前半、日本では石見銀山が開発され、石見銀は朝鮮半島、マカオなどを經由して中国へともたらされました。

中国の福建省では、海禁政策により衰退した泉州にかわり、月港が私貿易で栄えました。中国東南部(福建省、浙江省)で盛んにつくられたとされる私鑄銭は、この月港から日本へと運ばれたとされています。

中世の貿易都市 博多

博多は、中世の日本における海外貿易の窓口となった都市でした。博多には日宋貿易の頃から中国の商人(博多綱首)たちが住みつき、唐坊という中国人街を形成しました。16世紀後半に至るまで、中国と日本との貿易は彼らが中心となって行いました。

中世博多の遺跡からは、中国との交易を示す資料が数多く出土しています。特に、博多は銭貨流入の窓口ともなっていたようで、九州・沖縄の個別出土銭(1箇所から1,000枚以下の銭貨が発見されたもの)の約半数が博多からの出土とされます。また、中国では流通しながら日本ではほとんど出土例のない大銭が博多からは多く出土しており、中国との交易が盛んであった博多では大銭が流通していた可能性が指摘されています。